

入 札 説 明 書

第 1 概要

- 1 業務名 県立広島病院及び県立二葉の里病院特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）
収集・運搬及び処分業務
- 2 履行期間 県立広島病院：令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
県立二葉の里病院：令和8年4月1日から令和10年9月30日まで
- 3 履行場所 県立広島病院～受注者の処分施設
県立二葉の里病院～受注者の処分施設
- 4 入札参加資格確認申請書提出期限 令和7年8月8日（金）午後5時
- 5 仕様書等に対する質問書提出期限 令和7年8月29日（金）午後5時
- 6 入札日時 令和7年9月9日（火）午前10時
- 7 入札場所 広島県庁6階 法人本部会議室

第 2 注意事項

1 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- (1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、誓約書のほか次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）収集運搬及び処分の許可を証する書面（許可証の写し等）
 - イ 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）処分の許可に係る優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類又は同等の資格を有することを表す書類
 - ウ 処理施設の所在地・能力等を証する書面（施設検査済証）
 - エ 処理炉が2炉以上あることを証する書面
 - オ 200床以上の病院を受託していることを証する書面（当該業務委託契約書の写し等）
 - カ 申請者が法人の場合、登記事項証明書の写し
- (2) 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- (4) 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

2 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について

仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、書面又は電子メールにより提出すること。

3 入札について

- (1) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
 - ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - エ 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
 - カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
 - キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - ク 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
 - ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- (2) 落札者がいないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 再度の入札は5回を超えないものとする。

(4) 入札執行について

- ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。
- イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。
- ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入を禁じる。
- エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。
- オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。

4 契約書について

- (1) 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から5日以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- (3) 契約書において、契約の相手方が課税事業者の場合、契約金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む。）について直ちに届け出ること。

5 その他

落札者は、契約担当職員が必要と認める場合、一般競争入札事務処理要領に規定する別記様式第4号の2（落札者に係る経費内訳書）の作成及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査（再委託を行う場合は再委託先を含む。）に協力しなければならない。

第3 契約事項

- 1 地方独立行政法人広島県立病院機構会計規程及び地方独立行政法人広島県立病院機構契約規程（令和7年法人規程第47号。以下「契約規程」という。）に基づき執行する。
- 2 入札保証金 ☐有 ☒無
- 3 契約保証金 ☐有 ☒無
- 4 契約規程第3条の規定に基づく複数年の契約 ☒適用 ☐適用なし

第4 添付書類

- 1 公告の写し
- 2 入札参加資格確認申請書の様式
- 3 誓約書の様式
- 4 入札書の様式
- 5 委任状の様式
- 6 契約書（案）
- 7 仕様書
- 8 仕様書等に対する質問書の様式
- 9 入札辞退届の様式